

博士学位（課程内）申請の手引き

本手引きは 2008 年度以降に入学された方向けに作成されています。
2007 年度以前に入学された方、もしくは退学後 3 年以上を経過された方は個別に社会科学部にお問い合わせください。

《学位取得までのスケジュール概要》

1年次

- 4月(入学出願時) 「博士後期課程研究計画書」を提出する
- 10月 「博士論文計画書」を提出する ⇒ 副指導教員の決定
* 提出締切: 10月末日

2年次以降

- 毎年10月 「博士論文作成経過報告書」を提出する
* 提出締切: 10月末日
* 10月時点で中間報告会を終了もしくは予定していない限り、毎年度提出を必要とする。

* 2年次以降、実施可。

院生・教員合同セミナー

* 中間報告会の実施は院生・教員合同
セミナー実施の【翌学期以降】とする

中間報告会

研究科運営委員会にて判定

「博士学位申請論文」を提出する

受理

受理不可

受理不可となった場合には、
翌学期以降に、
中間報告会からやり直すこと

審査

公聴会

判定会(研究科運営委員会)

合格

不合格

不合格となった場合には、
翌学期以降に、
中間報告会からやり直すこと

学位授与式(9月、3月)

◆「院生・教員合同セミナー」、「中間報告会」、「公聴会」は実施の10日前までに
事務所へ申請することとし、実施は授業実施期間中とすること

◆博士学位申請論文の最終版は判定会の8日前までに事務所へ提出すること

* 本スケジュールは4月入学者向けです。9月入学者は別途お問合せください。

1. はじめに

社会科学研究科（以下、研究科といいます）において、「博士学位（課程内）申請」のためには、博士学位申請論文（以下、博論といいます）の提出が必須となります。ここでは、その提出手順について説明します。

2. 「研究倫理概論」の受講

博論の提出にあたっては、「研究倫理概論」を受講していることが必須条件の一つとなります。2015 年度以降の博士後期課程入学者においては、必修科目相当と位置づけし、全員が自動登録されています。また、2014 年度以前入学者においても、博士学位（課程内）申請においては、「研究倫理概論（閲覧用）」の受講を必須としています。詳細については表 1 をご確認ください。

表 1. 対象者別「研究倫理概論」の取扱いについて

対象	取扱い
2015 年度以降入学者	1 年次に「研究倫理概論」を履修すること
2014 年度以前入学者	「研究倫理概論（閲覧用）」を受講すること
課程外博士申請者	個別に研究科で判断する

※「研究倫理概論（閲覧用）」を受講する際は事前に事務所で申請が必要です（受講料無料）。

※研究倫理概論に類する外部機関のプログラム等（JST:CITI 等）を修了している場合は、それをもって研究倫理概論を受講しているものとみなします。

※社会科学研究科修士課程ならびに本学他研究科において「研究倫理概論」を履修した者は、同博士後期課程においての履修を免除します。対象者は事務所まで届け出てください。

3. 「博士論文計画書」の提出

1 年生は 10 月末日までに「博士論文計画書」3 部の提出が必要です。

この提出を受けて、12 月中に副指導教員が決定されます。

4. 「博士論文作成経過報告書」の提出

2 年生以上は毎年 10 月末日までに「博士論文作成経過報告書」3 部の提出が必要です。

5. 「院生・教員合同セミナー」の実施

博論の提出には、事前に 2 回の発表が必要です。その 1 つが「院生・教員合同セミナー（以下、セミナーと言います）」です。セミナーでは、博論のテーマに関する報告を行うことを義務付けています。

2 年次以降、授業期間中であればいつでも実施可能ですが、学内外の方全員が公聴可としており、事前に社会科学研究科ウェブサイト等で広く周知するため、実施の 10 日前までに研究科への申請が必要です。

6. 「中間報告会」の実施

セミナーと双璧をなす発表が「中間報告会」です。

博論提出にあたっては、セミナー実施の翌学期以降に中間報告会にて博論の概要を報告し、指導教員等から指導を受けることを義務付けています。

授業期間中であれば、いつでも実施可能ですが、学内外の方全員が公聴可としており、事前に社会科学研究所ウェブサイト等で広く周知するため、実施の10日前までに研究科への申請が必要です。

なお、申請の際には「博論に関する論文（以下、関連論文といいます）」を提出する必要があります、表2の本数を満たしている必要があります。また関連論文の内1本以上が次の①および②の条件を満たす必要があります。

- ① レフェリー付論文であることを確認できる審査規定が明記され、その審査を経て掲載を許可された論文であること。
 - ② 大学・研究機関・学会等が発行する学術雑誌、学術論文集、紀要等に掲載された論文であること。
- ※ 本研究科の発行する学術論文集のうち、『ソシオサイエンス』に「論文」として掲載されるものは上記①および②を満たす。ただし、教員との共著であるなどの理由で査読を免除されたものは①の条件を満たさない。

表2. 関連論文の必要本数について

区 分	関連論文
3年次の7月末日までに博士学位の授与を申請する者	中間報告会までに1本
3年次の1月末日までに博士学位の授与を申請する者	中間報告会までに2本
3年次2月以降に博士学位の授与を申請する者	中間報告会までに3本

- ◆ 中間報告会の実施後には、研究科運営委員会にて「課程博士候補生」となることの可否を判定いたします。可となった場合には、博論の提出資格を得ます。

※ 判定結果については、指導教員にご確認ください。

7. 博論の提出

1～6の要件を満たした方は、博論の提出が可能となります。提出書類は以下のとおりです。

(1) 学位申請書・誓約書（大学所定用紙）	1 通
(2) 博士論文（簡易製本版）	5 部
(3) 論文概要書	5 部
(4) 関連論文（表 2 に示す本数）	各 3 部
(5) 研究業績書	1 通
(6) 履歴書（大学所定用紙）	1 通
(7) 研究倫理に関する宣誓書	1 通
(8) 「研究倫理概論」の修得を証する書類（成績証明書）	1 通

※ (2)(3)は、電子媒体も提出すること。

※ (2)は、最終判定を受ける場合には、改めて正製本 1 部と電子媒体を提出すること。

※ (4)を提出する際には、掲載誌の投稿規定、目次、奥付等の参考資料を添付すること。

※ 研究倫理概論に類する外部機関のプログラム等（JST:CITI 等）を修了している場合は、その修了証明書をもって(8)とする。

- ◆ 博論提出直後の研究科運営委員会にて、博論の受理可否について判定されます。受理「可」となった場合は、「博士学位申請論文受理通知」が発行されます。

また、受理と同時に「博士学位申請論文審査委員会（以下、審査委員会といいます）」が設置され、審査が開始されます。

※ 提出から研究科運営委員会までの間には、指導教員を含む関連教員による「予備審査」が実施されます。よって、提出からその直後の研究科運営委員会の間に、一定期間を確保できない場合は、その翌月以降の研究科運営委員会にて受理判定を実施することになります。

8. 「公聴会」の実施

審査の最終段階に入ると、審査委員会から「公聴会」での発表が求められます。本研究科では、公聴会を面接試験と位置付けています。

授業期間中であれば、いつでも実施可能ですが、学内外の方全員が公聴可としており、事前に社会科学研究科ウェブサイト等で広く周知するため、実施の 10 日前までに研究科への申請が必要です。

9. 博論（最終版）の提出

「公聴会」で審査委員会から博論の修正が必要とされた場合には、軽微な修正に限り認められます。修正した場合には、修正後の博論の正製本 1 部と対象データおよび正誤表（書式自由：公聴会前後の修正点を記録したもの）を研究科に提出してください。提出期限は「10. 判定会」を実施する研究科運営委員会の 8 日前までとなります。

10. 判定会

公聴会実施直後の研究科運営委員会にて、博論ならびに学位の合否が判定されます。

ただし前述のとおり、公聴会後に博論を修正した場合には、修正後の博論の正製本 1 部と対象データおよび正誤表（書式自由：公聴会前後の修正点を記録したもの）を研究科運営委員会の 8 日前までに提出する必要があります。この提出が期日までに完了しない場合は、その翌月以降の研究科運営委員会にて判定することになります。

11. 合格後手続き

合格した場合は、以下の手続き等が必要になります。詳細は合格後にご案内いたします。

- (1) インターネットでの公開
- (2) 学位取得後の進路報告

※ 博論を書籍等により出版する予定がある場合は、インターネットでの公開を留保することが可能です。この場合、別途申請が必要となります。

以 上

<お問合せ>	早稲田大学 社会科学総合学院事務所 〒169-8050 東京都新宿区西早稲田 1-6-1 TEL : 03-3204-8952 E-MAIL : socsaca@list.waseda.jp https://www.waseda.jp/fsss/gsss/students/doctor/
---------------------	--